

積算内訳書の提出について

東北町役場 財政課 工事検査係

町が発注する建設工事及び建設関連業務の入札に当たり、積算内訳書の提出を求めています。その提出に当たって、以下の事項に注意してください。

1 積算内訳書の内容

積算内訳書は、以下により作成してください。

- ① 商号又は名称、代表者職氏名、入札案件名【工事(業務)番号、工事(業務)名】を記載の上、代表者印を押印してください。
積算担当者氏名を記載してください。
委任を受けた者が入札する場合にあつては、代表者氏名のほか、受任者氏名を記載の上、受任者印を押印してください。
なお、氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。
- ② 設計図書(建築・営繕工事等にあつては、数量公開における種目別内訳書及び科目別内訳書、建築・営繕業務等にあつては、業務委託仕様書。以下同じ)に規定する工事(業務)内容の項目により、数量及び金額を記載したものとしてください。
- ③ 「値引き」等の減額に係る項目は計上しないでください(「値引き」後の金額で積算するなど、設計図書に規定する工事(業務)内容の項目により記載してください。)
- ④ 積算内訳書の合計金額は入札金額と一致しなければなりません。(予定価格事前公表の場合)
- ⑤ 消費税及び消費税込みの合計額までしっかり記載をお願いします。
- ⑥ 提出に当たっては、欠落、記載誤り、計算誤り等がないか、確認してください。

2 積算内訳書の取扱い

- 1) 積算内訳書を提出しない場合は、その者のした入札は無効とします。
- 2) 積算内訳書が次のいずれかに該当する場合は、落札者と成り得る者のした入札を無効とします。
 - ① 入札案件名及び提出業者(入札参加者)名に誤りがある場合(ただし、軽微な誤記を除く。)
 - ② 設計図書に規定する工事(業務)内容の項目(工種、数量等)に基づいていない場合
 - ③ 数量又は金額が記載されていない場合
 - ④ 予定価格事前公表の場合において、積算内訳書の合計金額と入札金額が一致していない場合(「値引き」等の処理(調整)による一致は認めない。)
 - ⑤ 計算が整合していない場合
 - ⑥ その他、積算内訳書の内容が著しく不相当と認められる場合

※該当条項…入札者心得書第8条第6号の入札条件

3 その他

- ① 低入札価格調査制度対象工事における調査基準価格未満の入札があつた場合など、調査の必要が生じた場合は、積算内訳書の積算内容について説明を求める場合があります。
- ② 積算内訳書の確認の結果、談合等の不正行為があると疑うに足る事実を得た場合は、入札を中止することがあります。